(イ)　当該外国の個人情報の保護に関する制度についての指標となり得る情報の存在 ［略］ 【当該外国の個人情報の保護に関する制度についての指標となり得る情報に該当する事例】 事例１）［略］ 事例２）当該第三者が所在する外国がＡＰＥＣ　ＣＢＰＲシステム又はグローバルＣＢＰＲシステムの参加国・地域であること ［(ウ)・(エ)　略］ ［(※１)　～　(※３)　略］ (3)　［略］ 5－3　［略］ ［5－3－1・5－3－2　略］ 6　［略］ 【付録】　［略］	(イ)　当該外国の個人情報の保護に関する制度についての指標となり得る情報の存在 ［同左］ 【当該外国の個人情報の保護に関する制度についての指標となり得る情報に該当する事例】 事例１）［同左］ 事例２）当該第三者が所在する外国がＡＰＥＣのＣＢＰＲシステムの加盟国であること ［(ウ)・(エ)　同左］ ［(※１)　～　(※３)　同左］ (3)　［同左］ 5－3　［同左］ ［5－3－1・5－3－2　同左］ 6　［同左］ 【付録】　［同左］
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

附　則

この告示は、公布の日から施行する。

○財務省告示第三百二十九号

電子情報処理組織を使用して処理する場合における保管金取扱規程等の特例に関する省令第二条第一項及び第三項に基づき同条第一項に規定する財務大臣が指定する各省各庁の長が保管する現金及び同条第三項に規定する財務大臣が指定する歳入歳出外現金出納官吏を指定する件（平成十七年財務省告示第七十三号）の一部を次のように改正し、令和七年十二月十五日から適用する。

令和七年十二月十二日

財務大臣　片山さつき

次の表により、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改める。

改正後		改正前	
各省各庁の長が保管する現金	歳入歳出外現金出納官吏	各省各庁の長が保管する現金	歳入歳出外現金出納官吏
［略］	［略］	［略］	［略］
裁判所において保管する現金	裁判所　［略］ 長野地方裁判所諏訪支部の歳入歳出外現金出納官吏 長野地方裁判所伊那支部の歳入歳出外現金出納官吏 新潟地方裁判所長岡支部の歳入歳出外現金出納官吏 ［略］ 京都地方裁判所宮津支部の歳入歳出外現金出納官吏 京都地方裁判所福知山支部の歳入歳出外現金出納官吏	裁判所において保管する現金	裁判所　［略］ 長野地方裁判所諏訪支部の歳入歳出外現金出納官吏 長野地方裁判所飯田支部の歳入歳出外現金出納官吏 長野地方裁判所伊那支部の歳入歳出外現金出納官吏 新潟地方裁判所三条支部の歳入歳出外現金出納官吏 新潟地方裁判所長岡支部の歳入歳出外現金出納官吏 ［略］ 京都地方裁判所宮津支部の歳入歳出外現金出納官吏 京都地方裁判所舞鶴支部の歳入歳出外現金出納官吏 京都地方裁判所福知山支部の歳入歳出外現金出納官吏
［略］		［略］	